

目次

1 国・地方の役割・責任と地方税財政制度のあり方

地方分権の推進に関する決議	1
三位一体の改革の影響	2

2 地方法人課税のあり方

法人住民税と法人事業税	3
国税、地方税の税目別収入額の推移	4
法人二税と法人税の税収の推移	5
法人二税の税収額	6
都道府県別の法人二税税収と対全国シェア	7
人口1人当たり税収額の偏在度の推移	8
諸外国の法人所得課税の実効税率	9
諸外国の法人所得課税と社会保険料の事業主負担（対名目GDP）	10
外形標準課税制度案の変遷	11
法人事業税の分割基準（概要）	12
法人事業税の分割基準改正経緯	13

地方分権の推進に関する決議

平成5年6月3日

衆議院

今日、さまざまな問題を発生させている東京への一極集中を排除して、国土の均衡ある発展を図るとともに、国民が待望するゆとりと豊かさを実感できる社会をつくり上げていくために、地方公共団体の果たすべき役割に国民の強い期待が寄せられており、中央集権的行政のあり方を問い直し、地方分権のより一層の推進を望む声は大きな流れとなっている。

このような国民の期待に応え、国と地方との役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自律性の強化を図り、21世紀に向けた時代にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務である。

したがって、地方分権を積極的に推進するための法制定をはじめ、抜本的な施策を総力をあげて断行していくべきである。

右決議する。

地方分権の推進に関する決議

平成5年6月4日

参議院

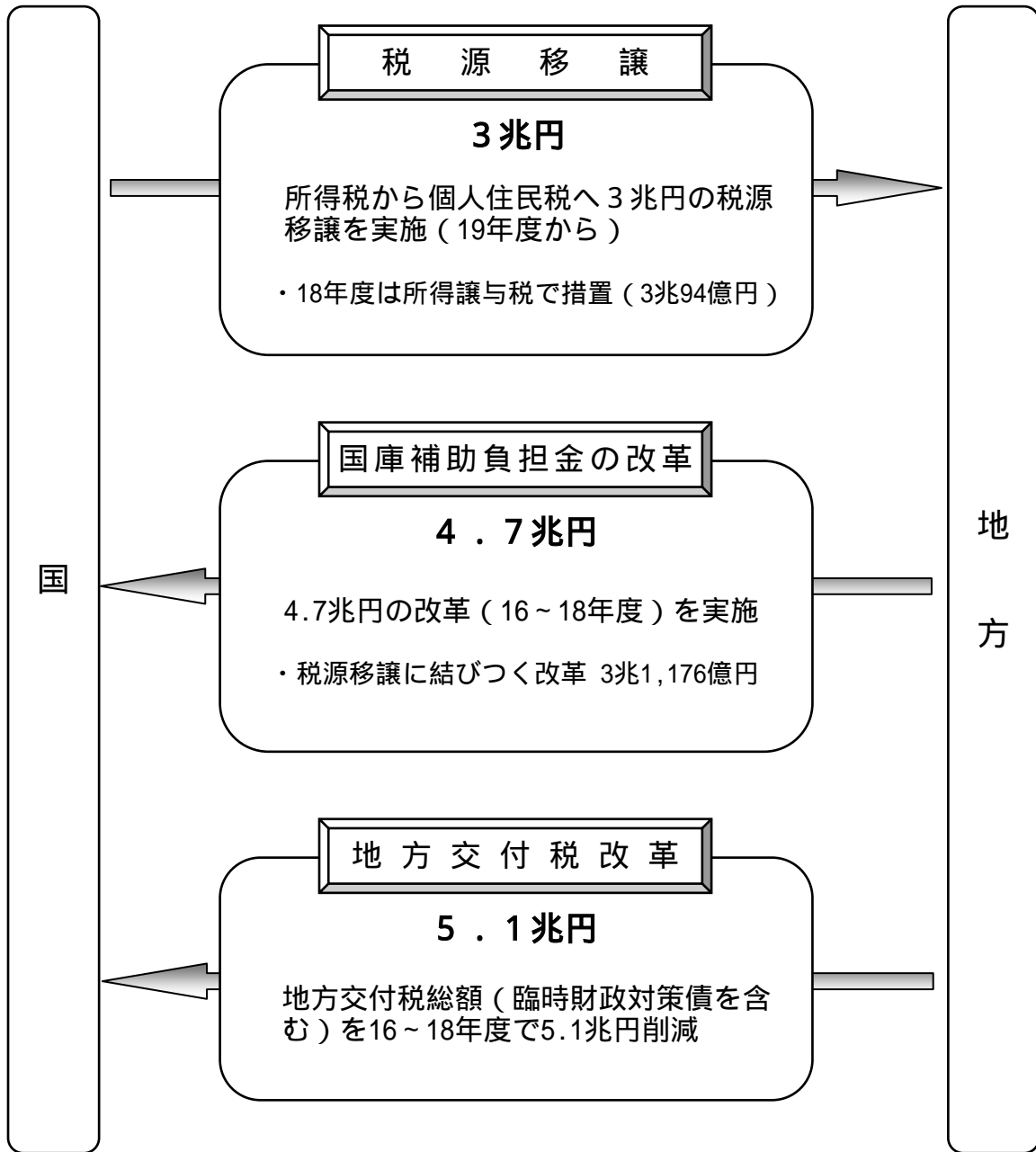
今日、さまざまな問題を発生させている東京への一極集中を排除し、国土の均衡ある発展を図るとともに、国民が等しくゆとりと豊かさを実感できる社会を実現していくために、地方公共団体の果たすべき役割に国民の強い期待が寄せられており、中央集権的行政のあり方を問い直し、地方分権のより一層の推進を望む声は大きな流れとなっている。

このような国民の期待に応え、国と地方との役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自律性の強化を図り、21世紀にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務である。

したがって、地方分権を積極的に推進するための法制定をはじめ、抜本的な施策を総力をあげて断行していくべきである。

右決議する。

三位一体の改革の影響

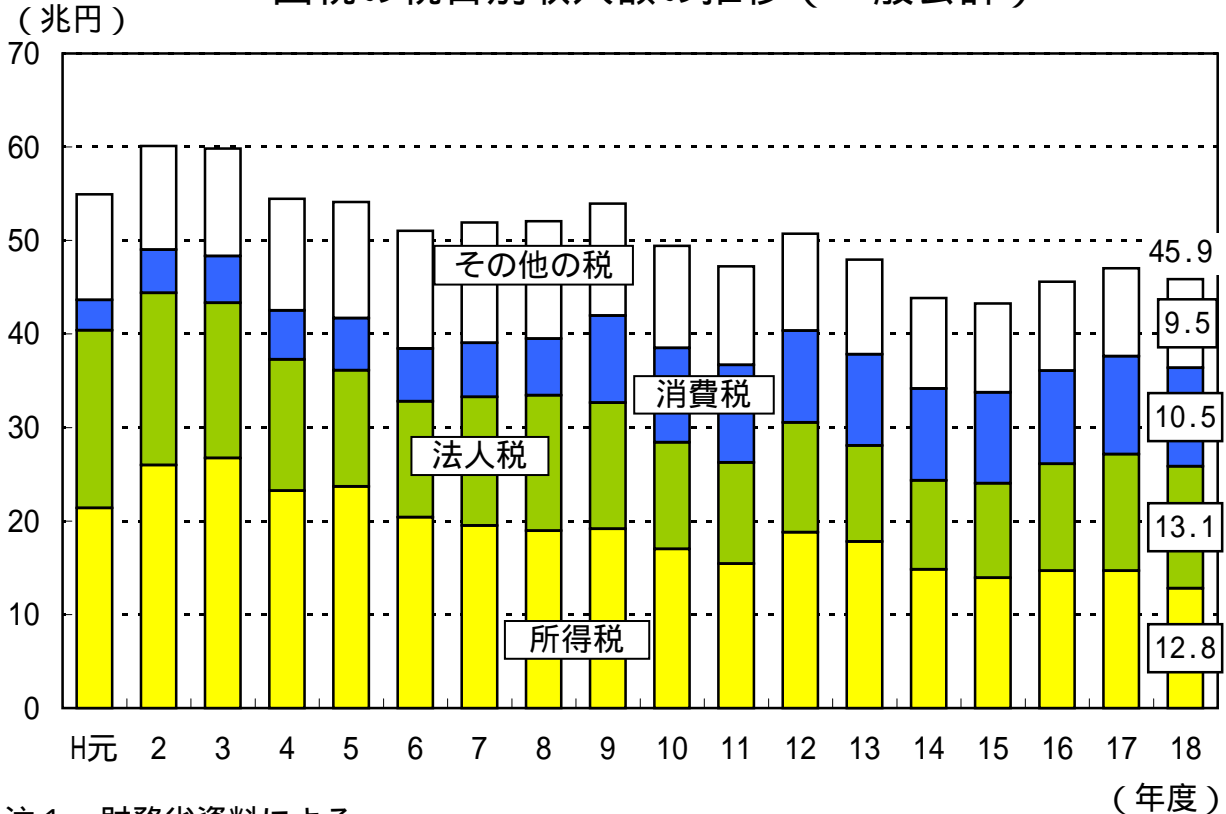


注 平成18年度東京都予算（原案）の概要」に基づいて作成。

法人住民税と法人事業税

法人住民税		法人事業税
税の性格	地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様に幅広く負担を求めするために課される税	法人の事業活動と地方の行政サービスとの受益関係に着目して事業に対して課される税
課税団体	都道府県及び市町村	都道府県
課税標準	《法人税割》 法人税額(税額控除等前の税額)	付加価値額、資本等の金額、所得及び清算所得、収入金額(法人の区分によって異なる)
税率	<p>《均等割》... 資本金等の金額等に応じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道府県民税 2～80万円 ・ 市町村民税 5～300万円 (制限税率は標準税率の1.2倍) <p>《法人税割》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道府県民税 5% (制限税率6%) ・ 市町村民税 12.3% (制限税率14.7%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金1億円超の普通法人 所得課税 7.2% 外形標準課税 (付加価値割 0.48% 資本割 0.2%) ・ 資本金1億円以下の普通法人や公益法人など (1) 所得課税 9.6% ・ 電気供給業、ガス供給業、保険業を営む法人 収入金額課税 1.3% <p>1 特別法人については税率6.6% 2 制限税率は標準税率の1.2倍</p>
税収 (H16決)	<p>《均等割》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県 1,410億円 ・ 市町村 3,970億円 <p>《法人税割》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県 7,222億円 ・ 市町村 1兆8,052億円 	4兆1,233億円
分割基準	従業者数	従業者数、事務所数、固定資産の価額、軌道延長

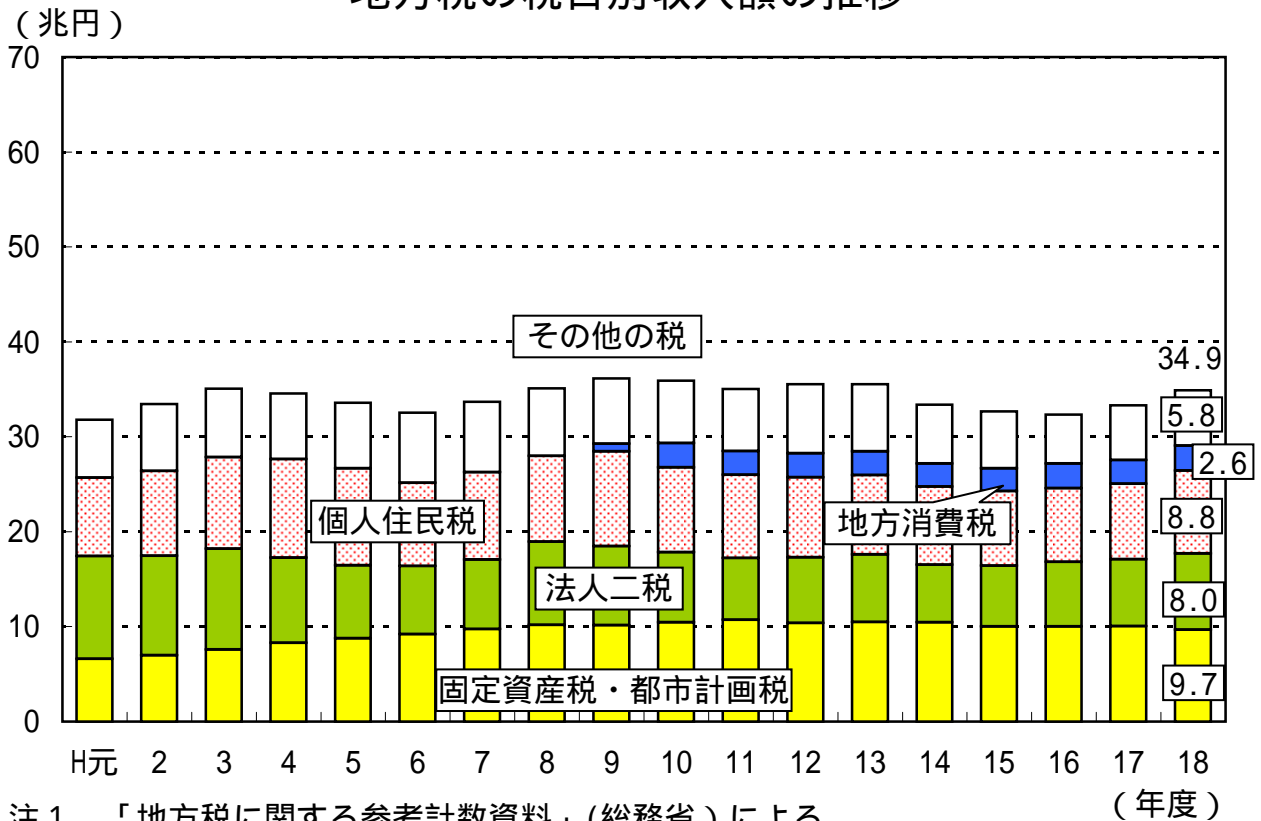
国税の税目別収入額の推移（一般会計）



注1 財務省資料による。

2 平成16年度までは決算額, 17年度は補正後予算額, 18年度は当初予算額である。

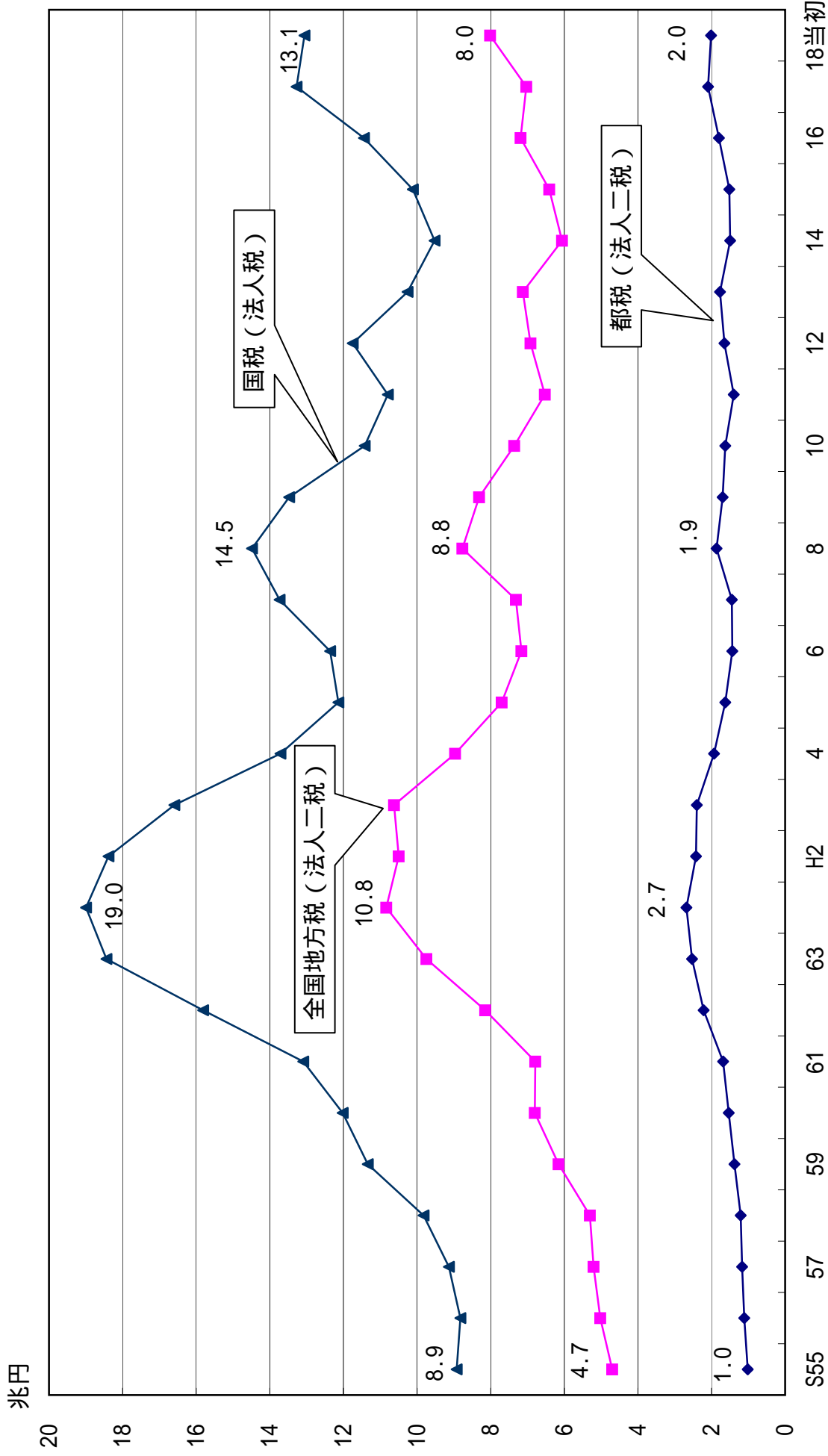
地方税の税目別収入額の推移



注1 「地方税に関する参考計数資料」(総務省)による。

2 平成17年度及び18年度は地方財政計画額である。

法人二税と法人税の税収の推移



注1 「都税収入関係資料」による。
 注2 国税(法人税)、都税(法人二税)の17年度までは決算額、18年度は当初予算額である。
 注3 全国地方税(法人二税)の17年度以降は、地方財政計画による。

法人二税の税収額 (平成16年度決算)

< 法人事業税 >

	税収額(億円)
全国	41,233
東京都 (全国に占める割合)	10,668 (25.9%)

< 法人住民税 >

		税収額(億円)		
		道府県分	市町村分	合計
全国	全体	8,632	22,022	30,654
	均等割	1,410	3,970	5,381
	法人税割	7,222	18,052	25,274
東京都 (全国に占める割合)	全体	2,149 (24.9%)	5,626 (25.5%)	7,775 (25.4%)
	均等割	208	634	842
	法人税割	1,941	4,992	6,933
都税徴収分	全体	2,149	5,160	7,309
	均等割	208	535	743
	法人税割	1,941	4,625	6,566
上記以外	全体	-	466	466
	均等割	-	100	100
	法人税割	-	367	367

注1 「地方財政統計年報(平成18年版)」(財地方財務協会)及び、「市町村税徴収実績調(平成16年度)」(総務省)に基づいて作成。

2 各計数は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

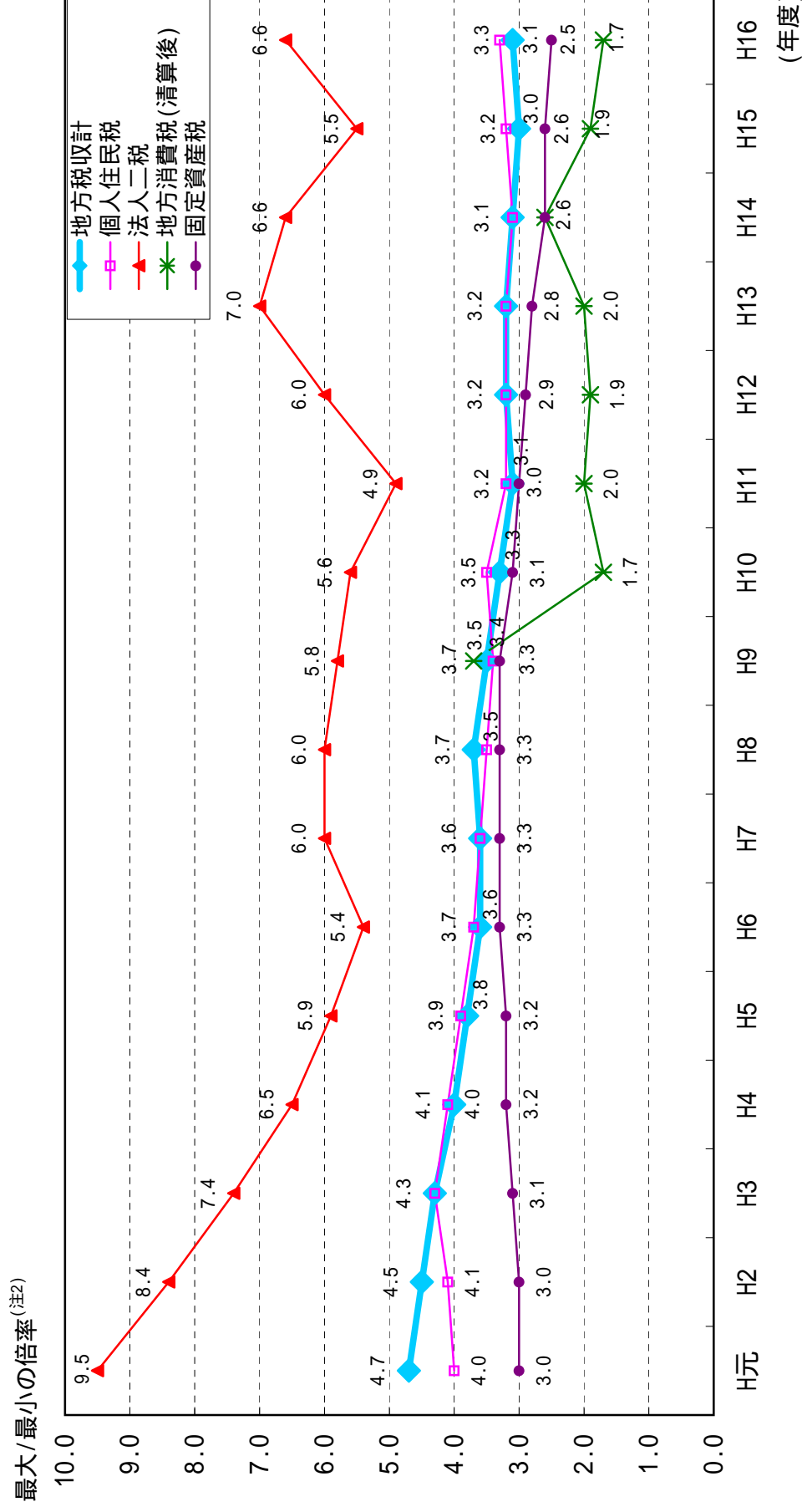
都道府県別の法人二税税収と対全国シェア (H16年度決算)

	税収				対全国シェア		
	法人住民税	法人事業税	合計(億円)	人口1人当たり 税収(円)	法人住民税	法人事業税	合計
北海道	874	967	1,841	32,680	2.9%	2.3%	2.6%
青森	159	177	336	22,858	0.5%	0.4%	0.5%
岩手	190	231	421	30,137	0.6%	0.6%	0.6%
宮城	486	641	1,127	47,997	1.6%	1.6%	1.6%
秋田	147	179	326	27,996	0.5%	0.4%	0.5%
山形	177	216	393	32,280	0.6%	0.5%	0.5%
福島	320	551	871	41,330	1.0%	1.3%	1.2%
茨城	606	849	1,455	48,688	2.0%	2.1%	2.0%
栃木	498	692	1,190	59,259	1.6%	1.7%	1.7%
群馬	421	523	944	46,717	1.4%	1.3%	1.3%
埼玉	1,135	1,445	2,580	36,880	3.7%	3.5%	3.6%
千葉	893	1,202	2,095	34,831	2.9%	2.9%	2.9%
東京	7,775	10,668	18,443	151,564	25.4%	25.9%	25.7%
神奈川	1,840	2,731	4,571	52,876	6.0%	6.6%	6.4%
新潟	439	614	1,053	43,036	1.4%	1.5%	1.5%
富山	223	273	497	44,483	0.7%	0.7%	0.7%
石川	245	307	552	47,135	0.8%	0.7%	0.8%
福井	186	284	470	57,178	0.6%	0.7%	0.7%
山梨	199	296	495	56,187	0.7%	0.7%	0.7%
長野	421	516	938	42,758	1.4%	1.3%	1.3%
岐阜	338	461	799	37,945	1.1%	1.1%	1.1%
静岡	861	1,380	2,241	59,380	2.8%	3.3%	3.1%
愛知	2,397	3,504	5,901	83,556	7.8%	8.5%	8.2%
三重	408	593	1,001	53,888	1.3%	1.4%	1.4%
滋賀	293	432	725	53,369	1.0%	1.0%	1.0%
京都	489	609	1,098	42,785	1.6%	1.5%	1.5%
大阪	2,776	3,548	6,324	73,093	9.1%	8.6%	8.8%
兵庫	936	1,252	2,188	39,275	3.1%	3.0%	3.0%
奈良	177	214	392	27,308	0.6%	0.5%	0.5%
和歌山	163	204	367	34,377	0.5%	0.5%	0.5%
鳥取	96	115	211	34,517	0.3%	0.3%	0.3%
島根	104	143	247	33,074	0.3%	0.3%	0.3%
岡山	362	448	810	41,427	1.2%	1.1%	1.1%
広島	618	758	1,376	47,971	2.0%	1.8%	1.9%
山口	288	401	688	45,745	0.9%	1.0%	1.0%
徳島	165	242	407	49,637	0.5%	0.6%	0.6%
香川	228	262	490	47,734	0.7%	0.6%	0.7%
愛媛	243	314	557	37,352	0.8%	0.8%	0.8%
高知	94	100	194	24,141	0.3%	0.2%	0.3%
福岡	1,075	1,288	2,363	47,118	3.5%	3.1%	3.3%
佐賀	127	183	310	35,482	0.4%	0.4%	0.4%
長崎	168	185	354	23,542	0.5%	0.4%	0.5%
熊本	279	355	634	34,118	0.9%	0.9%	0.9%
大分	201	250	450	36,769	0.7%	0.6%	0.6%
宮崎	151	173	325	27,695	0.5%	0.4%	0.5%
鹿児島	234	268	502	28,496	0.8%	0.7%	0.7%
沖縄	149	187	336	24,451	0.5%	0.5%	0.5%
全国	30,654	41,233	71,887	56,662	100.0%	100.0%	100.0%

注1 「地方税に関する参考計数資料」(総務省)による。

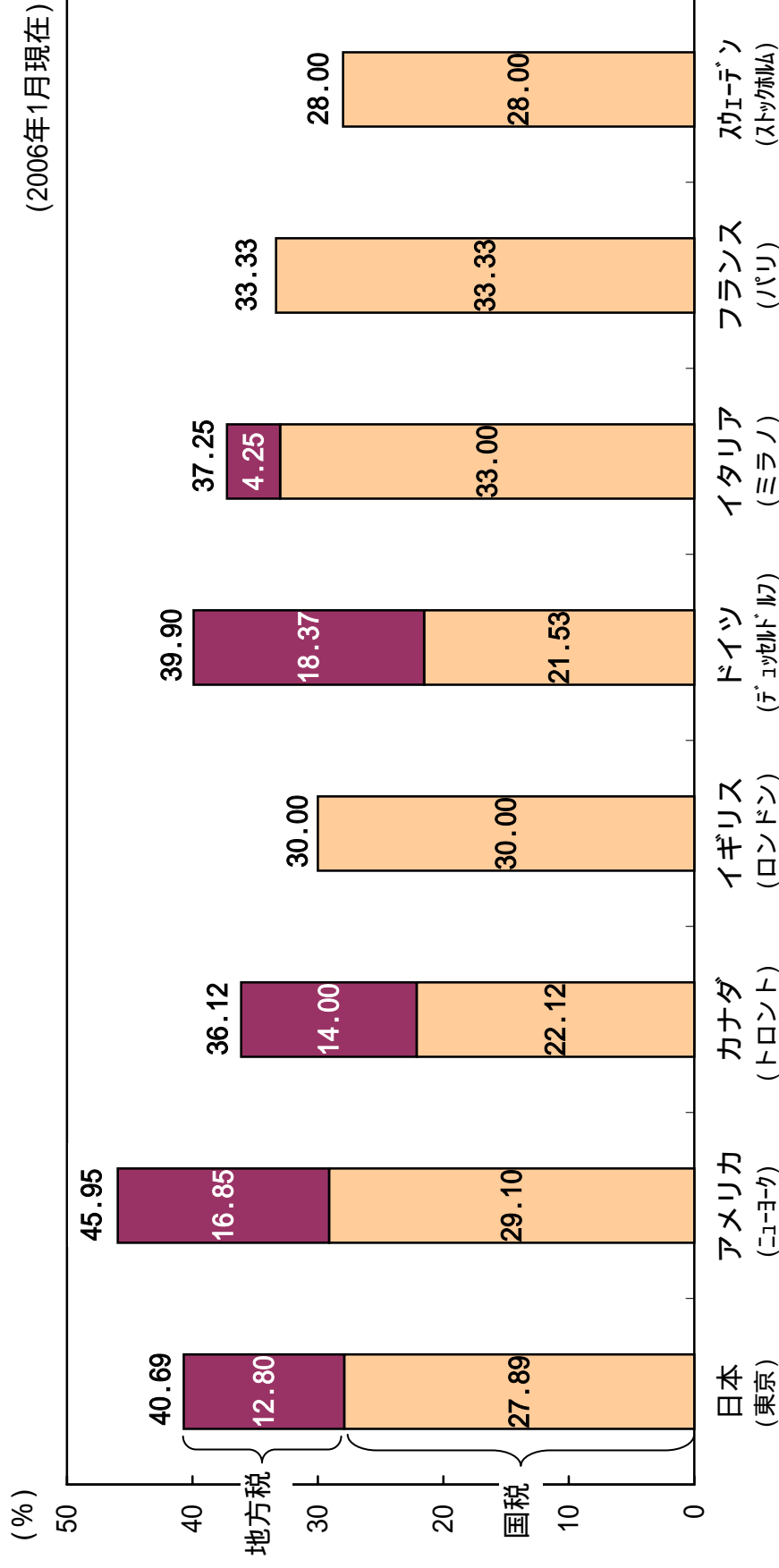
2 人口1人当たり税収は、平成17年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

人口1人当たり税収額の偏在度の推移



- 注1 「地方税に関する参考計数資料」(総務省)に基づき作成。
- 注2 「最大/最小の倍率」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
- 注3 個人住民税の税収額は、個人道府県民税及び個人市町村民税の合計額である。
- 注4 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額である。
- 注5 固定資産税の税収額には、道府県分を含む。
- 注6 地方消費税は平成9年度導入。

諸外国の法人所得課税の実効税率



注1 財務省の資料に基づいて作成。

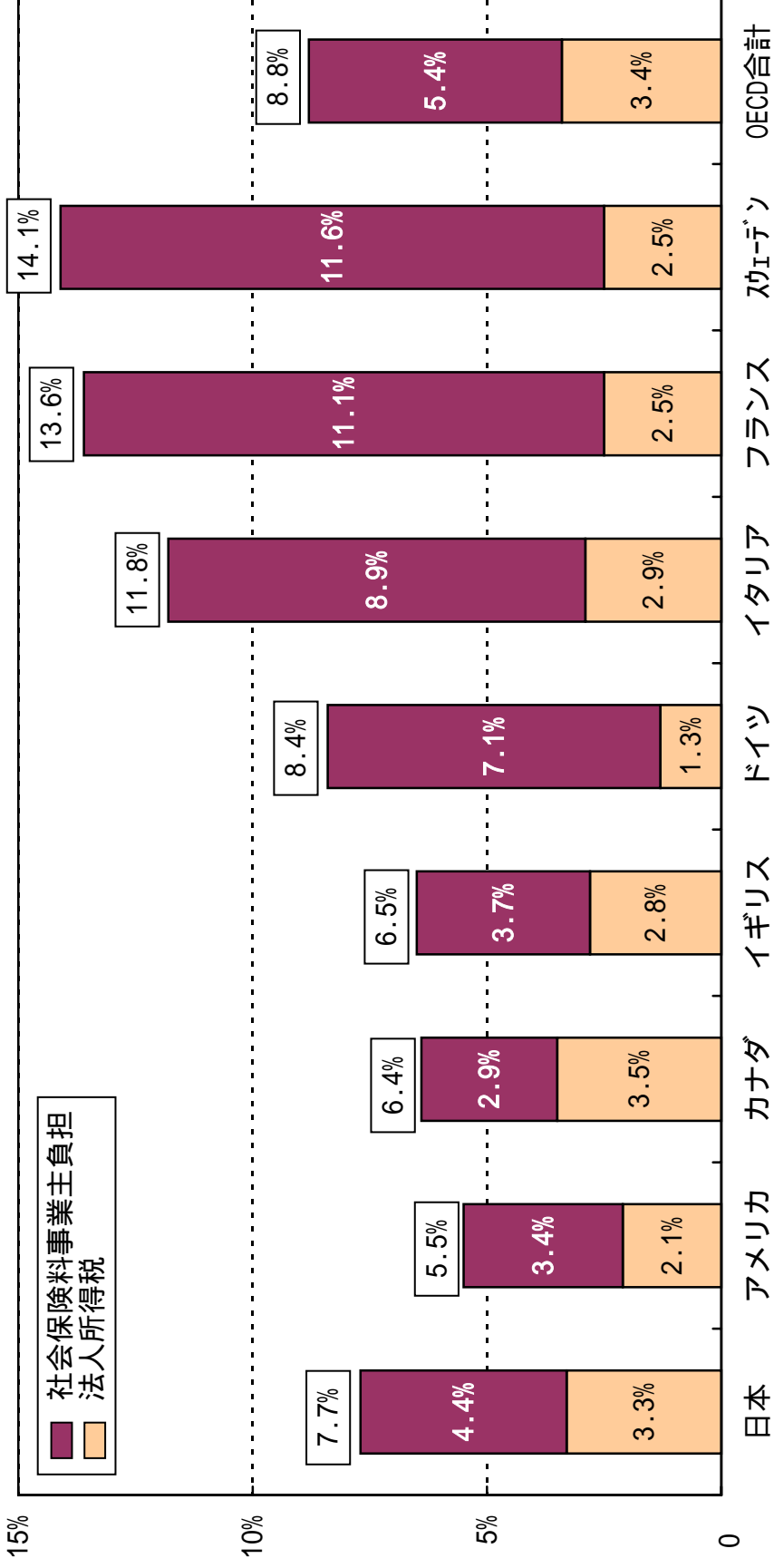
注2 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。

注3 日本の法人事業税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。

注4 アメリカでは、一部の州・市で、法人所得課税のほか、支払い給与等に対して課税される場合がある。

注5 ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率(デュッセルドルフは450%)を乗じて税額が算出される。

諸外国の法人所得税と社会保険料の事業主負担(対名目GDP)



- 注1 "Revenue Statistics 1965-2004"(OECD)に基づいて作成。
- 注2 法人所得税、社会保険料事業主負担は、それぞれ名目GDPに占める割合を比較したものである。
- 注3 各国及びOECD合計のいずれにおいても、2003年のデータである。

外形標準課税制度案の変遷

基準	旧自治省案(平成12年11月)		総務省案(平成13年11月)		外形標準課税制度(H15税制改正)	
	所得基準	外形基準	所得基準	外形基準	所得基準	外形基準
課税標準	所得	事業規模額	所得	付加価値額	所得	付加価値額
導入割合	1/2	1/2	1/2	$\frac{1/2}{2:1}$	3/4	$\frac{1/4}{2:1}$
税率	4.8%	大法人 1.6% 中小法人 1.0% 資本金1千万円未満の法人の 税額は年4.8万円を限度	4.8%	0.66% 0.48% 資本金1千万円未満の法人の 税額は年4.8万円を限度	7.2%	0.48% 0.2%
対象法人	すべての普通法人		すべての普通法人		資本金1億円超の普通法人(大法人)	

課税の仕組み

各案の変更点
及びその経緯

【旧自治省案 総務省案】

- (1) 「資本金等の金額」の導入
 理由
 ・ 「賃金課税である」 「担税力にも配慮すべき」との指摘を受け、法人事業税額に占める報酬給与額に係る部分の割合を下げるため。
 (旧自治省案約35% 総務省案約22%)
- (2) 中小法人の軽減税率の廃止
 理由
 ・ 税率を一本化することで、課税の仕組みを簡素化するため。

【総務省案 外形標準課税制度】

- (1) 外形基準導入割合の減少
 理由
 ・ 導入当時の景気状況を勘案。
- (2) 対象法人の縮小
 理由
 ・ 中小法人等への配慮。
 ・ 資本金1億円という基準については、次の法人税の軽減税率の適用区分
 法人事業税の分割基準における区分方法を勘案。

注1 各案において、外形基準部分の課税標準は以下で算定される。

「付加価値額」 「事業規模額」 = 「収益配分額」 ± 「単年度損益」

(総務省案・H15税制改正)

・ 収益配分額 = 報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料

・ 単年度損益は欠損金の繰越控除を行わなかったものとした場合における法人事業税の所得

「資本割(H15税制改正)」 = 「資本の金額又は出資金額」 + 「資本積立金額又は連結個別資本積立金額」

「資本割(総務省案)」 = 「資本の金額又は出資金額」 + 「資本積立金額」

2 旧自治省案における大法人は資本金が1億円超、中小法人は資本金が1億円以下の法人である。

法人事業税の分割基準（概要）

分割基準とは

法人の事務所等が2以上の都道府県にあるとき、当該法人の課税標準を一定基準にしたがって事務所等の所在する都道府県に分割し、その分割された課税標準額について各都道府県が課税権を行使この分割に用いる基準を「分割基準」という。

分割基準の考え

応益課税としての事業税の性格から、次の考え方により分割基準を設定
各都道府県内における事業の規模、活動量等を的確に表すものであること
税務実務上できるだけ単純かつ明確であること

現行の分割基準

事業	分割基準
非製造業 銀行業、証券業、保険業 運輸・通信業、卸売・小売業、サービス業等	課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業員数
製造業	従業員数（資本金1億円以上の法人：工場の従業員数を1.5倍）
鉄道事業、軌道事業	軌道の延長キロメートル数
ガス供給業、倉庫業	事務所等の固定資産の価額
電気供給業	課税標準の3/4：事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額

法人事業税の分割基準改正経緯

	昭和26年度	昭和29年度	昭和37年度	昭和42年度	昭和45年度	昭和47年度	昭和57年度	平成元年度	平成17年度								
電気供給業	1/2を固定資産の価額 1/2を従業者の数	固定資産の価額				1/2を発電所の固定資産の価額 1/2を固定資産の価額	3/4を発電所の固定資産の価額 1/4を固定資産の価額										
										ガス供給業 倉庫業	軌道の延長キロメートル数						
銀行業 保険業 (証券業)	1/2を事務所の数 1/2を従業者の数	各月の延従業者の数を期末現在の従業者の数とした	資本金が1億円以上の法人の本社管理部門の従業者数については1/2					証券業が追加された	1/2を事務所の数 1/2を従業者の数 本社管理部門の従業者数1/2措置は廃止								
										運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業等	資本金1億円以上の法人の本社管理部門の従業者数については1/2	資本金1億円以上の法人の工場の従業者数については1.5倍	資本金1億円以上の法人の工場の従業者数については1.5倍				
製造業	従業者の数																
改正の背景等	法文上に分割基準を明記	法人道府県民税の創設	国から地方へ所得税の一部を個人道府県民税所得割に税源移譲	経済状況に恵まれ法人関係税収が連勢 大都市部への法人関係税収の集中度が問題視	経済状況に恵まれ法人関係税収が連勢 大都市部への法人関係税収の集中度が問題視	経済状況に恵まれ法人関係税収が連勢 大都市部への法人関係税収の集中度が問題視	経済状況に恵まれ法人関係税収が連勢 大都市部への法人関係税収の集中度が問題視	経済状況に恵まれ法人関係税収が連勢 大都市部への法人関係税収の集中度が問題視	経済状況に恵まれ法人関係税収が連勢 大都市部への法人関係税収の集中度が問題視 総務省による改正理由 ・IT化、アウトソーシング化の進展 ・各都道府県の事業税の構成比と事業活動規模の構成比が乖離								

注 法人の住民税の分割基準は、すべての業種について「従業者の数」が用いられている。